

平成16年度地方向け補助金等の改革について

(注) 計数は整理中であり、今後異動を生ずることがある。

- 平成16年度予算においては、地方向け補助金等について「1兆円」の改革を実施（▲10,300億円程度）
- 地方向け補助金等の改革は、①国の関与を縮小して地方の権限・責任を拡大し、②国・地方を通じた行政のスリム化を推進する観点から実施する。三位一体改革の一環として、18年度までに概ね4兆円程度を目途に廃止・縮減等の改革を行う（昨年度で5,625億円の改革）

I. 「1兆円」の改革概要

1. 「重点項目」の改革

(1) 義務教育費国庫負担制度

- 「総額裁量制」の導入 ⇒ 教職員の給与水準や配置のあり方を地方が自主的に決定できる制度へ
- 加配措置の弾力化 ⇒ 都道府県の自主的な選択によって、少人数指導のために措置される加配教員を、少人数学級を編成する場合にも柔軟に活用すること等を可能に
- 退職手当・児童手当の一般財源化（将来の税源移譲までの暫定措置：16年度所要額2,309億円）

(2) 農業委員会・改良普及事業

- 地方の裁量を拡大する観点から、農業委員会の必置基準面積の引上げ、農業委員会定数の下限の引下げ、普及センターの必置規制の廃止、普及手当支給の上限規定の廃止等の制度改革（次期通常国会に法律改正案を提出予定）
- 交付金については、今後3年間（16年度～18年度）において、組織のスリム化に沿って計画的に2割程度の縮減（16年度は▲6.9% ▲28億円）

(3) 交通安全対策特別交付金制度

- 国の関与を縮減する観点から、国に対する交付金の返還規定及び交付金用途等の報告徴収規定を廃止（次期通常国会に法律改正案を提出予定）
- 違法駐車につき車両の使用者に課す行政罰を新設し、この行政罰に係る制裁金は地方財源とする（約300億円程度（試算））

※ 文部科学省、厚生労働省の補助金改革に関しては、「三位一体の改革に関する政府・与党協議会（平成15年12月19日）」で、別紙の了解

2. 奨励的補助金の削減

- ▶ 昨年度(▲1,883億円)を大幅に上回る▲2,643億円を削減
(概算要求基準による削減目標(公共・裁量)▲5%に対しては、▲12.7%)

(単位：億円)

【例：公共以外】	[15年度]		[16年度]	(増▲減)
・介護保険事務費交付金	305	→	一般財源化	(▲305)
・軽費老人ホーム事務費補助金	167	→	一般財源化	(▲167)
・農業共済事業事務費負担金	529	→	439	(▲90)
・小規模企業等活性化補助金	313	→	226	(▲87)
・公立学校施設整備費補助金	692	→	620	(▲71)
・身体障害者福祉費補助金	181	→	122	(▲59)
・中山間地域等直接支払交付金	230	→	172	(▲58)

3. 公共事業関係の補助金等の整理合理化等

- ▶ 一般会計・特別会計の合計額(地方道路整備臨時交付金を除く)で、▲4,527億円の削減(昨年度▲2,625億円)

- ▶ 「まちづくり交付金」の創設(1,330億円)
 - ・市町村の自主性・裁量性を最大限追求し、「全国都市再生(稚内から石垣まで)」を支援するため、市町村が実施する中心市街地の再開発等の「まちづくり事業」に対する「まちづくり交付金」を創設
 - ・「まちづくり交付金」の対象施設は、道路、公園、下水道、市街地再開発、公営住宅等の国土交通省所管施設に限定されず、市町村の自由な提案により追加可能であるほか、国の詳細な事前関与を廃止し、事後評価に重点を移す

- ▶ いわゆる「少額補助金」について、交付に係る事務手続・費用と比較して十分な効果があるか、補助金として存続の必要性があるか等の観点から重点的に見直しを行い、意義が薄いと考えられるものを廃止

【例】・住宅宅地関連公共公益施設整備事業助成金 3千万円(交付先25件) → 廃止
 ・田園居住区整備事業費補助 2億1千万円(交付先24件) → 廃止

- ▶ 採択基準の引上げ等

【例】(道路)一般国道、地方道補助のうち一定の舗装補修事業を廃止

(道路)地方道の橋梁補修事業	2千万、1億円	→	1.5億円
(治水)河川修繕費補助、砂防設備修繕費補助	5千万円	→	6千万円
(都市公園)市町村に対する都市公園事業	1億円	→	2億円
(港湾)港湾施設改良費統合補助(市町村管理港湾)	4千万円	→	5千万円
(農業農村整備)農村振興総合整備事業	5千万円、1億円	→	2億円
(森林整備)居住環境基盤整備(市町村等の単独事業)	5億円	→	8億円
(水産基盤)漁港環境整備事業	3千万円	→	5千万円

4. 統合補助金化の推進

- 地方の裁量を高める観点から、国が箇所付けしないことを基本として、①事業箇所・内容を地方が主体的に定めることができる、②複数事業を一体的かつ主体的に実施できるものとして、統合補助金化を積極的に推進
- 全体の補助金等を縮減する中で、新規件数(昨年度8件 799億円)を増加(新規10件 1,583億円)

【例】 [事業名]	[16年度予算額]
・住宅市街地総合整備統合補助事業等	1,233億円
・統合河川整備事業	201億円
・フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業	50億円
・緑地環境整備総合支援事業	50億円
・田園自然環境保全整備事業	10億円
・施設周辺整備統合事業	1億円

5. 国庫補助負担金の一般財源化

- 地方が自主性・裁量性をもって事業に取り組めるよう、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについて、一般財源化

【例】

・義務教育費国庫負担金(退職手当等:将来の税源移譲までの暫定措置)	2,309億円
・児童保護費等負担金(うち公立保育所運営費)	1,661億円
・介護保険事務費交付金	305億円
	(全体で23件)

- 16年度における国庫補助負担金の一般財源化額(影響額)は、総額で4,749億円

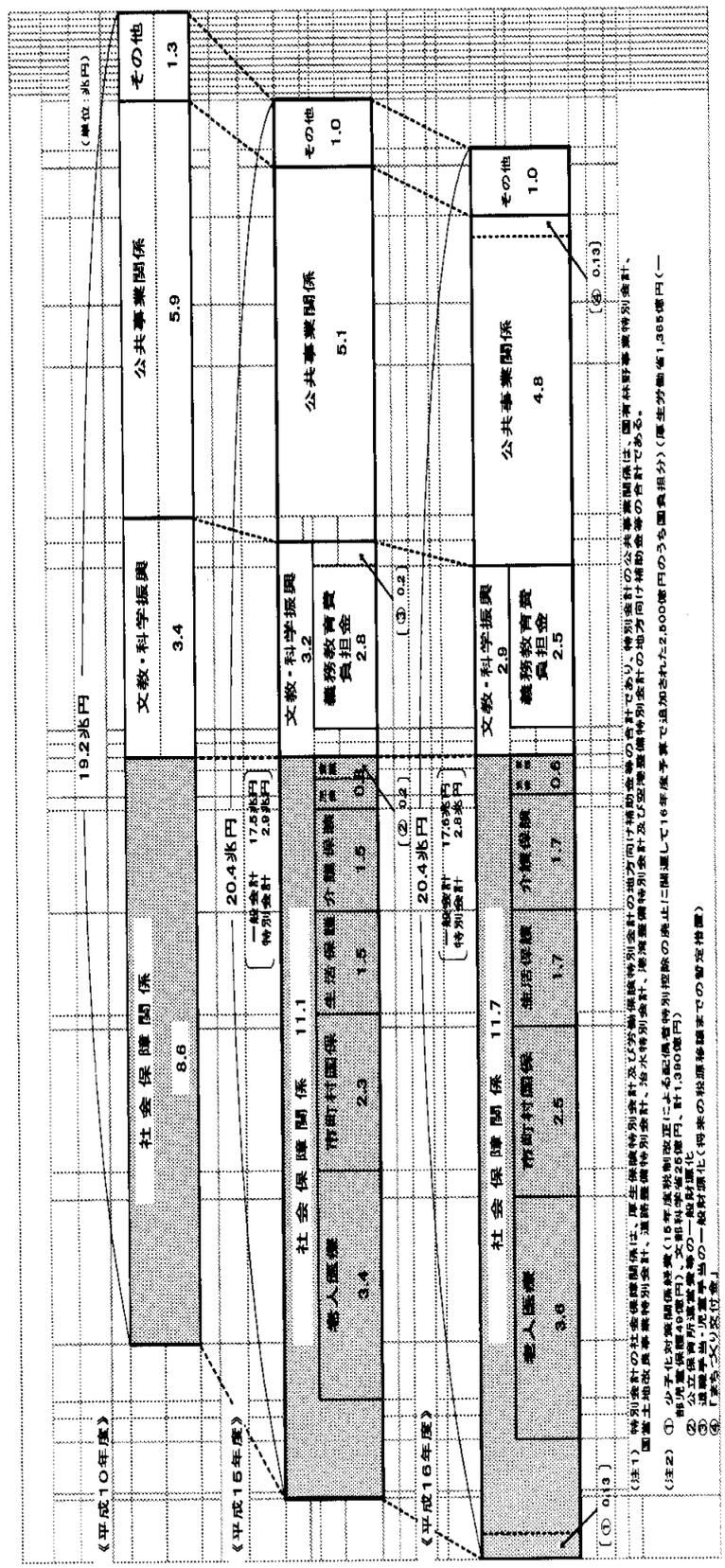
年度	一般財源化額	平成元	平成10
昭和55	—	223	447
56	—	49	37
57	—	—	12
58	24	1,490	16
59	—	1,083	—
60	421	519	2,344
61	65	214	4,749
62	76	45	
63	0	42	

(単位:億円)

II. 地方向け補助金等の全体像

➤ 16年度予算において、地方向け補助金等の改革として、▲10,300億円程度を実施。経費別には、(一般会計)公共投資関係費▲3,300億円程度、非公共投資関係費▲5,200億円程度、(特別会計)▲1,800億円程度
 (注) 別途、交通安全対策特別交付金の改革額(17年度以降約300億円程度(試算))

➤ 「1兆円」の補助金改革を実現する一方、地方向け補助金等の総額としては、医療・介護・福祉等の社会保障関係経費の大幅な増加(少子化対策関係経費を含む)等により、対前年度で約400億円程度増加



文部科学省関係

- 義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。
- 退職手当等については、今後、その額が大きく変動することが見込まれること等から、税源移譲予定交付金を設け税源移譲までの各年度の退職手当等の支給に必要な額を確保し、地方の財政運営に支障が生じないよう暫定的に財源措置を講じる。なお、税源移譲の時期は国庫負担金全額の一般財源化の検討等も踏まえつつ判断する。

※ 税源移譲予定交付金は、人口等で地方団体に配分する。
- 学校事務職員分に係る取り扱いについては、上記の国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う中で結論を得る。

厚生労働省関係

- 公立保育所に係る児童保護費等負担金を一般財源化する。

※ 公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ一般財源化を図るものであり、民間保育所に関する国の負担については、今後とも引き続き国が責任を持って行うものとする。
- 生活保護費負担金の見直しについては、自治体の自主性、独自性を生かし、民間の力も活用した自立・就労支援の推進、事務執行体制の整備、給付の在り方、国と地方の役割・費用負担等について、地方団体関係者等と協議しつつ、検討を行い、その結果に基づいて平成17年度に実施する。